情報社会を生きる子どもを守る

保護者、地域・学校で連携した取組みを

情報モラル教育って？

従来、モラル（社会において適正な活動を行うための基となる考え方や態度）は、家庭や地域・社会で守るとともに、大人たちから子どもたちに伝えていくことで保たれていました。

現在、情報技術の急激な進展によって、インターネットやケータイなど、今の大人が子どもの時代にはなかったものがたくさん増え、生活の仕方や人と人との付き合い方などが変化してきています。そのため、日常モラルだけでは対応できない問題が起きています。

例えば、多くの人に自分の考えや意見を伝えるための手段は、以前は本やテレビなど、限られた手段しかありませんでした。そしてその手段を使った情報発信の責任について、きちんとトレーニングを受けた出版社や報道機関の方々が担っていました。しかし現在は、ブログやTwitter（ツイッター）といった方法が登場し、だれでも簡単に自分の考えや意見を世界中の人に発信できるようになってきています。便利になった反面、不確かな情報の発信や不適切な発言による悪影響も深刻になってきています。

そのため、小・中・高等学校では、これからの社会で活躍する人材を育むため、情報モラル教育（情報社会において、適正な活動を行うための基となる考え方と態度を育てる）が取り組まれています。道徳教育とも大変密接ですので、約束を守る、他者を思いやる気持ちと態度を持つ、社会のルールを尊重する、自らの身を守るためにネット上での交流の仕方を学ぶなどの様々なことを通して、自ら考えていく力を養うように取り組んでいます。

例えば、小学校の社会科で、地域への取材活動の際、お店に撮影の許可をもらうようにお願いするような経験を組み込んで実践しているように、地域や家庭と連携した取り組みが必要となっています。

子どもたちがネットを使うときに気をつけること

ケータイをはじめ、スマートフォンや電子書籍端末等の情報機器の多くは、通信機能によって、いつでもどこでも多くの人たちとコミュニケーションできる機能が充実しています。

ゲーム機の多くも通信機能が内蔵されており、ゲーム中に参加者どうしで文字による会話ができたりします。ケータイで利用できる無料とうたわれているゲームサイトにも、参加者どうしで協力したり競い合ったりする機能があり、有料アイテムを使いたくなるようなしかけや参加者どうしで、趣味や関心がある話題、出身学校などでコミュニティをつくり、交流できる機能などもあり、色々な人と出会うことも可能です。こういった、ネット上で人と人とが交流しやすいような機能をもったサイトをSNS(エス・エヌ・エス)

回覧										

家庭で実践できること

家庭のルールとして、例えば

- ●利用目的や、使う時間帯、場所を決める
- ●電車や病院、公共施設などでの利用の決まりを一緒に守る
- ●著作権や肖像権などを守る
- ●相手を傷つけないように付き合う
- ●情報の発信には責任を持つ
- ●困ったときは家族に相談する

などを話し合って具体化していくのも一案です。

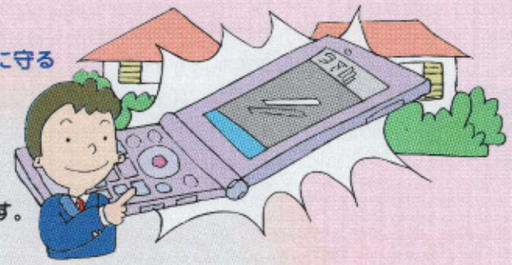

1. 利用目的や、使う時間帯、場所を決める

2. 電車や病院、公共施設などでの利用の決まりを一緒に守る

何のために携帯電話を持つことになったのか、利用目的を明確にすることが重要です。「いざというときの緊急連絡をとれるようにするため」や、「学習塾から出た時刻を知るため」など、家庭内での利用が主目的であるということを確認しておくことです。また、相手の家に電話するのに許容される時間帯は、家庭によって異なるように携帯電話でのメールなどにも、家庭で決めたルールを優先させることも必要です。同様に、携帯電話をマナーモードにしたり、電源を切らないといけない場所では、電源を切ったりするなど、家族でいっしょに決まりを守るようにしていきましょう。身近な大人が社会のルールを守っている態度を示すことが重要です。うっかり誤ったことをしてしまったときに、お互いに注意しあえる関係であることも意味があります。子どもにとって、より良い行動を大人が示すことが手本となります。

3. 著作権や肖像権等を守る

著作権は、自分の作品の権利であるとともに、他者の作品に対する尊重でもあります。法律で定められたことを守ることから始める、相手を思いやる気持ちを持つことが大切でしょう。また、携帯電話のカメラ機能などで撮影したものを簡単にブログなどに掲載してしまう際、写真中の被写体の方々に掲載許諾をとるといった肖像権への配慮も必要です。小学校では、調べ学習などで地域への取材活動の際、撮影時に許諾をもらうようにお願いするような経験を積む場面もありますが、やはり身近な大人が手本を示すのが一番効果的でしょう。

4. 相手を傷つけないように付き合う

顔と顔を合わせた付き合いでは、相手の表情などから感情がわかりますし、電話でも声の調子で多くの情報が得られます。しかしネット上では、文字だけのやり取りとなるため、その特性を理解した表現の工夫や、読み取り時の配慮が必要となってきています。社会と同様、ネット上にも悪意を持った人による誘惑などもあるため、適切に見抜く力も必要となってきています。そのためにも、子どもだけで知らない人と交流しないような配慮が必要です。

5. 情報の発信には責任を持つ

詐欺などに引っかからないように相手からの情報を確かめる必要があるとともに、自らも不確かな情報を発信しないよう確認してから発信する姿勢を持つことも大切です。チェーンメールの拡散に協力してしまわないように、また、その発信した情報を見たことで、友達や家族が嫌な気持ちにならないか、考えて行動するように注意しあいましょう。

6. 困ったときは家族に相談する

日常から、子どもが携帯電話を使って、どんな人と、どのサイトで、どういった交流があるのかを把握しておくことが、トラブルを事前に回避するポイントとなります。子どもの自主性・自律心を尊重することも大切ですが、そういう見守る姿勢があることで、子どもが困った際に家族に相談できるようになります。

これらのルールは、一例です。ぜひ家庭の中で話し合い、子どもの実態把握から、相手のことを思いやり、自らの身を守るにはどうすればよいか、一緒に考えていく取り組みをぜひ進めていってください。

★**発行にあたって**　この冊子は市民のみなさんに人権について正しく理解していただくために作成しました。家庭や地域・職場などの話し合いや人権学習の資料として、ご活用願えれば幸いです。

●著者紹介●　伊藤 剛和（いとう たけかず）　奈良教育大学　准教授

《ネットでのトラブルや困ったことがあったときは、次の窓口に相談してください。》

こどもの人権 110番	0570-003-110（ナビダイヤル） 0120-007-110（フリーダイヤル） 078-393-0118（IP電話・携帯電話から）
神戸地方法務局尼崎支局（人権相談）	06-6482-7417
尼崎市協働企画課 市民相談担当	06-6489-6400
インターネット人権相談受付窓口（法務省）	http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html

発行●尼崎市教育委員会社会教育担当　TEL.06-6489-6746　発行日●平成24年3月　デザイン・イラスト●北野デザイン　印刷●㈱プリンティング園田